

診療所
待合室

「めまい」ユニット

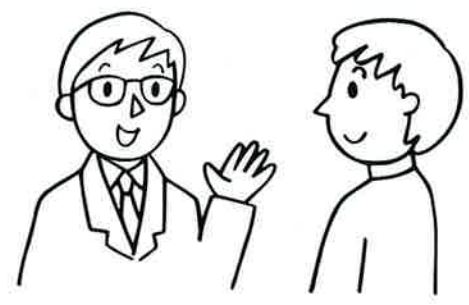
大山口診療所

所長 久野 宣年

神経内科の診療をしているとめまいを訴えて受診する人がかなりあります。一般にめまいは治りにくいと思われていて、中には「あなたのめまいはもう治らないので、めまいとうまくつきあつていきなさい」と言われている人もあります。

めまいには、すぐに治療が必要な危険なめまいとそうでない良性のめまいがあります。危険なめまいとは、くも膜下出血、脳出血（脳幹部小脳にかかわる出血）、脳幹部梗塞、脳腫瘍（聴神経腫瘍など）などですが、比較的まれな病気です。

そして、これらの危険なめまいにはめまい症状以外に激しい頭痛、手足のまひ症状、強い嘔気等が伴います。救急車が必要な場合もあります。また緊急度はさほど高くありませんがかなり強いめまいと聴力低下、耳鳴を伴うメニエール病、突発性難聴があり、これらもまれな疾患です。急を要する危険なめまい、メニエール病や突発性難聴以外のめまい、つまり激しい頭痛や麻痺症状がなく、耳鳴、聴力低下もほとんどないめまいは良性のめまいであり、ほとんどのめまいは良性のめまいです。



良性のめまいのほとんどは良性発作性頭位めまい症、頸性めまい、また高齢者のふらつきに多い椎骨脳底動脈循環不全といわれる疾患があり、身体を起こした時、急に頭の向きを変えた時に流れるようなめまいを感じます。しかし、動かず安静を保つと治まってきます。めまい感が長く続き、回転性になると嘔気を生じます。めまい発作が治まっても乗り物酔いのようにふらつき感が続くこともあります。なお、これらの疾患には聴力低下や耳閉塞感はほとんどありません。めまい発作は、非常に強い不安が伴い、血圧も上昇していることも多く、大きなストレスを感じます。めまい治療の第一は、めまいに対する不安を取り除くことです。良性のめまいで死に至ることはありません。めまいを恐れずに身体を動かすことが、早くめまいを治していくこととなります。良性のめまいが治らないということはないのです。

虐待を
なくすために①

障がい者・高齢者虐待を防ぐためにはどんなことが必要か、また虐待が疑われる場合に町民のみなさんにどう対応していただくかについて、今月から6回シリーズでお知らせしていきます。

これって虐待なの？

みなさんが「虐待」という言葉を聞いて思い浮かべられるのは、どんなことでしょうか。殴ったり、叩いたり？ 迷われることがあるかもしれません。

ここに注意！

高齢者虐待防止法にも、また今年の10月1日から施行される障害者虐待防止法にも、「国民の責務」が定められています。虐待の防止についてそれぞれが理解し、県や町の施策に協力するよう努めなければなりません。 「虐待を受けているのは？」と少しでも疑われる事

例については、誰でもがすぐに市町村に連絡しなければなりません。虐待かどうかは、連絡を受けた市町村が判断することになりますから、「間違っているかも」と思われず、ぜひお知らせください。虐待は高齢者や障がい者だけに對して起こるものではありません。大山市ではさまざまな窓口をもうけ、各所と連携して虐待を防止に努めています。

また、町は虐待されている人（被虐待者）だけでなく、虐待している人や面倒をみている人（養護者）にも支援を行います。

◆問い合わせ先

- 高齢者・障がい者への虐待地域包括支援センター
☎ 0859・54・5207
- 児童・生徒など未成年への虐待
教育委員会幼児教育課
☎ 0859・54・5219
- 配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス：DV）人権推進課
☎ 0859・54・2286